

平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会会議録
目 次

第 1 号 (11月14日)

| | |
|-------------|----|
| 招集告示 | 1 |
| 議事日程 | 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 3 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 説明のための出席者 | 3 |
| 構成市職員出席者 | 4 |
| 事務局職員出席者 | 4 |
| 開会の宣告 | 5 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 5 |
| 管理者招集挨拶 | 5 |
| 同意案第1号 | 7 |
| 一般質問 | 7 |
| 閉会の宣告 | 13 |

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第354号

平成29年11月2日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 小 泉 文 子

平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を招集する
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第7号

平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成29年11月14日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

平成29年11月2日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会

平成29年11月14日(火)

午後3時開会

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任について
日程第4 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 野上陽子 | 議員 | 2番 | 小田川敦子 | 議員 |
| 4番 | 針貝和幸 | 議員 | 5番 | 秋谷公臣 | 議員 |
| 6番 | 日下みや子 | 議員 | 8番 | 田中和八 | 議員 |
| 9番 | 日暮栄治 | 議員 | 10番 | 土屋裕彦 | 議員 |
| 11番 | 石井恵子 | 議員 | | | |

欠席議員（3名）

| | | | | | |
|-----|------|----|----|-----|----|
| 3番 | 石井昭一 | 議員 | 7番 | 佐藤誠 | 議員 |
| 12番 | 小泉文子 | 議員 | | | |

説明のための出席者

| | | |
|-----------|------|---|
| 管 理 者 | 清水聖士 | 君 |
| 副 管 理 者 | 秋山浩保 | 君 |
| 副 管 理 者 | 伊澤史夫 | 君 |
| 監 査 委 員 | 松丸幹雄 | 君 |
| 会 計 管 理 者 | 小高仁志 | 君 |
| 事 務 局 長 | 渡邊忠明 | 君 |
| 事 務 局 次 長 | 篠藤和夫 | 君 |
| 総 務 課 長 | 金井正 | 君 |

| | |
|--------|-------|
| あじさい所長 | 篠藤和夫君 |
| しらさぎ所長 | 笠井雅之君 |
| 周辺整備室長 | 川名雅之君 |

構成市職員出席者

| | |
|--------------|------|
| 柏市廃棄物政策課長 | 荒巻幸男 |
| 白井市環境課長 | 川上利一 |
| 鎌ヶ谷市クリーン推進課長 | 中川聡 |

事務局職員出席者

| | |
|----------|------|
| しらさぎ所長補佐 | 鈴木朋彦 |
| 総務課庶務係長 | 栗原稔 |
| 総務課庶務係主査 | 塩澤義隆 |

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○副議長（石井恵子議員） 皆様、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

議長が公務により欠席しておりますので、私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任について、以上1件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○副議長（石井恵子議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（石井恵子議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、9番、日暮栄治議員、10番、土屋裕彦議員を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（石井恵子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石井恵子議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○副議長（石井恵子議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成29年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会11月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る10月22日に行われました柏市長選挙におきまして、秋山浩保市長が市民の皆様の厚い信頼を受け再選され、引き続き柏市政を担うことになりました。心からご当選のお祝いを申し上げますとともに、当組合の副管理者として組合の発展にご尽力賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、同意案1件であります。議案の説明に先立ちまして諸般の報告をさせていただきます。

去る8月30日、鎌ケ谷市清掃事業協同組合、鎌ケ谷警察署、鎌ケ谷市及び当組合との間で一般廃棄物収集運搬車搭載ドライブレコーダーの映像情報の円滑な提供に関する協定を締結いたしました。この協定締結によりまして、鎌ケ谷警察署管内における交通事故・犯罪捜査等に対し、映像情報の提供に係る手続を短縮することが可能となり、犯罪の早期解決、情報消滅の回避に資するとともに、犯罪抑止力の向上及び強化が期待されるものであります。

次に、アクアセンターあじさい及びクリーンセンターしらさぎの操業状況につきましてご報告申し上げます。

アクアセンターあじさいにおける今年度上半期のし尿及び浄化槽汚泥搬入量の状況につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の合計で1万5,182.57トンになります。前年同期と比べまして、し尿は112.87トン、率にして4.17%の減、浄化槽汚泥は57.52トン、率にして0.45%の減となり、全体として170.39トン、率にして1.11%の減であります。また、施設からの放流水やばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であります。

次に、クリーンセンターしらさぎにおける今年度上半期のごみ搬入量の状況につきましては、柏市と鎌ケ谷市の合計で2万4,160.86トンになります。前年同期と比べまして、371.4トン、率にして1.51%の減であります。また、同施設のばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であり、安定した操業をさせていただいております。なお、両施設の焼却灰等の放射エネルギーにつきましては、国の基準値1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っており、最終処分場において適切に処分をしております。

次に、さわやかプラザ軽井沢の今年度上半期の入館状況につきましては、総入館者数は17万1,958人となり、前年同期と比べまして8,816人、率にして4.88%の減であります。

それでは、今回上程いたしました議案につきましてご説明させていただきます。

同意案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合監査委員の選任につきましては、現監査委員である松丸幹雄氏の任期が平成30年1月10日で満了となるため、新たに河合謹爾氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、松丸監査委員におかれましては、8年間にわたり厳正かつ公平な監査を執行していただきました。また、組合業務を遂行する上で多くのご提案を頂戴いたしました。この場をおかりして厚く御礼と感謝を申し上げます。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎同意案第1号

○副議長（石井恵子議員） 日程第3、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者 秋山浩保君着席〕

○副議長（石井恵子議員） 事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、学識経験者のうちから選任した松丸幹雄監査委員の任期が平成30年1月10日で満了となることから、新たに監査委員を選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

なお、新たに選任する河合謹爾氏の経歴につきましては、資料のとおりでございます。

また、監査委員の任期につきましては、組合規約第12条第3項の規定により、平成30年1月11日から平成32年1月10日までの2年となっております。

以上で同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○副議長（石井恵子議員） 質疑については、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

同意案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意案第1号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（石井恵子議員） 起立全員でございます。

よって、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎一般質問

○副議長（石井恵子議員） 日程第4、一般質問を行います。事前に通告のありました日下議員につ

いて質問を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏市日本共産党の日下みや子です。

今回は、去る10月5日から6日にかけて組合議会の研修で栃木県佐野市みかもクリーンセンターと群馬県伊勢崎市清掃リサイクルセンター21の両施設の視察を行いましたので、その視察からの問題意識も加味して質問をしたいと思います。先ほど管理者から大気汚染の報告がありましたので重なる部分もあるのですが、提出した質問内容に従って質問を行います。

ごみ焼却における環境問題について2点伺います。今まで日本では焼却炉の排出ガス中の水銀汚染についての全国的な規制は、一般廃棄物の焼却炉はもちろん、産業廃棄物の焼却炉に対してもありませんでした。そのため焼却炉の水銀汚染濃度の測定は、ほとんどの自治体で実施しておりませんでした。しかし、国際的な水銀規制強化の動きの中で、おくれさせながら日本でも水銀の大気汚染に対する規制がようやく実施されることになりました。

そこで伺いますが、焼却炉の排出ガスの水銀規制の実施と大気汚染の実態調査はどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

2点目、さきの研修で視察した伊勢崎市清掃リサイクルセンター21の二酸化炭素削減に向けた取り組みはどのようなものか、お示しいただきたいと思います。

次に、ごみの減量化について伺います。国は、2016年1月に廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を改正し、廃棄物の新たな目標量を決めました。それによりますと一般廃棄物の2012年度実績に対する2020年度目標として、排出量を約12%削減する、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする、再生利用率を約21%から27%に増加させる、それから最終処分量を約14%削減する、こういう目標とされております。2020年まではあと3年です。どうこの目標を具体化させるのか、お示しいただきたいと思います。

次に、クリーンセンターしらさぎの施設の管理運営について伺います。クリーンセンターしらさぎについては、平成25年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画「ごみ編」において、設備、機器性能水準を向上させるための延命化対策として、28年度、29年度を準備期間として、30年度、31年度に工事を予定しております。これまで議会で行ってきた議論の中でダイオキシン類対策工事において触媒反応塔等の設置を2炉としたことから、延命化対策工事においても2炉計画を主軸に整備していく等の確認もされてきました。そこで現在計画策定に向けてどんな議論がされているのか、現状をお聞かせください。

3点目に、ごみ焼却施設の管理、運営のあり方について伺います。さきの組合議会で視察したみかもクリーンセンターは、平成23年度から平成27年度までの5年間の長期包括委託方式を採用、28年度以降も継続しています。みかもクリーンセンターと当施設クリーンセンターしらさぎの運転管理について比較と見解をお示しくください。

以上、1問です。

○副議長（石井恵子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） ただいまのご質問についてお答えいたします。大きなご質問としては3点ございました。初めに、大きなご質問の1点目、ごみ焼却における環境問題についてお答えいたします。お尋ねは、焼却炉の排ガスにおける水銀を含む大気汚染の実態について及び伊勢崎市清掃リサイクルセンター21の二酸化炭素削減に向けた取り組みの2点でございました。

初めに、1点目の排ガスにおける水銀の実態についてでございますが、まず水銀につきましては、水銀に関する水俣条約が平成29年8月16日に発効されたことに伴い、平成30年4月1日に大気汚染防止法の一部が改正され、水銀及びその化合物の大気中への排出に規制がかかることとなります。この改正では、新たに水銀排出施設に廃棄物焼却炉が加わったこと、水銀排出施設の種類及び規模ごとに水銀及びその化合物の排出量の許容限度が定められ、水銀排出施設は水銀及びその化合物の排出基準を遵守しなければならないことが示されております。

クリーンセンターしらさぎの排出における実態調査につきましては、大気汚染防止法で定めるばいじん、硫黄酸化物を初め、塩化水素、窒素酸化物などを定期的に測定しております。また、水銀及びその化合物につきましては、大気汚染防止法の改正に先立ち、今年度より測定を開始しており、直近のデータでは大気汚染防止法の排出基準とされる50マイクログラムパーノルマル立米以下となっております。しかしながら、水銀使用製品である蛍光灯ランプ、ボタン電池などがいまだ使用されていることから、住民の皆様にはこれら製品を含む危険、有害物などの分別、分類の徹底を周知してまいります。

次に、2点目の伊勢崎市清掃リサイクルセンター21の二酸化炭素削減に向けた取り組みについてでございますが、伊勢崎市清掃リサイクルセンターにおいて二酸化炭素が削減された背景には、基幹的設備改良工事において実施した蒸気タービン発電機などの更新により、発電能力を1,980キロワットから2,700キロワットに上げ購入する電気を減少させたこと、また通風設備などを省電力化したことにより二酸化炭素排出量が約25%削減されたものと伺っております。

次に、大きなご質問の2点目、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定められている、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改正に係る目標量の具体化についてお答えいたします。

まず、基本方針の改正の経緯といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法の上位法である循環型社会形成推進基本法に基づき、平成25年に第3次循環型社会形成推進基本計画が策定され、平成32年度を目標年次とし、資源生産性、循環利用率、最終処分量の目標量が定められ、この目標量を基本として当該基本方針を改正したものでございます。この改正では、廃棄物の排出量を平成24年度比約12%削減、再生利用率を約21%から約27%へ増加、最終処分量を約14%

削減することなどが示されております。

国では、廃棄物の排出量を削減させる施策として、ちゅう芥類の削減、ごみ有料化のさらなる推進、粗大ごみのリユース促進などの実施を、また再生利用率を増加させる施策として、プラスチックなどの再生利用及び紙、ちゅう芥類などのメタン化などのさらなる推進を掲げているところでございます。

当組合といたしましては、これら国及び県などの施策や組合が現在実施している施策の評価を踏まえ、減量化、資源化をさらに推進していくとともに、今後策定予定の一般廃棄物処理基本計画において、ごみの減量化施策として反映させていきたいと考えているところです。

最後に、大きなご質問の3点目、クリーンセンターしらさぎの施設の管理運営についてお答えいたします。お尋ねは、長寿命化計画の現段階の現状について及びみかもクリーンセンターの長期包括委託と当クリーンセンターしらさぎの比較についての2点でございました。

初めに、1点目の長寿命化計画の現段階の状況についてでございますが、長寿命化計画につきましては、施設の定期点検、日常点検から設備の劣化の程度を見きわめ、機能回復をどの程度行うのか。また、二酸化炭素削減に向けた機器の更新などをどの程度実施するのかなどを検討している段階であり、今後策定予定の長寿命化計画において工事対象設備の選定や工事内容などを決定していきたいと考えております。

次に、2点目のみかもクリーンセンターの長期包括委託と当施設の比較でございますが、クリーンセンターしらさぎでは、現在日常点検などを含めた運転管理業務を委託により行っているところでございますが、これに対し長期包括委託は、日常点検などを含めた運転管理業務に加え、電気料等の用役費、施設修繕、各種環境測定を含めた環境管理業務を一括して委託するものでございます。この長期包括委託契約のメリットといたしましては、一般的には運転管理における民間活力による効率化、職員人件費の縮減、さらには光熱水費及び消耗品などの調達における柔軟性や大口契約によるコスト縮減などが期待できるところでございます。

次に、デメリットでございますが、一括契約となることから組合職員による公有財産や契約の管理が十分に行き届かない可能性があること、また物品などの購入に当たっては、現状可能な限り地元中小企業を優先しておりますが、これらを包括委託業者が行うことにより、地元中小企業の受注機会が減少することなども想定されるところでございます。

以上です。

○副議長（石井恵子議員） 再質問を許します。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 再質問いたします。

ごみ焼却施設における環境問題について伺います。1点目、大気汚染については、過去にはダイオキシンが大きな問題となりましたが、それ以降この間の実態調査結果はどのようなものであったか、お示しいただきたいと思います。

2点目、二酸化炭素削減に向けた取り組みについて、国の施策はどのようなものなのか。財政面も含めてお示してください。また、当組合は、今後どう対応していくのか伺います。

次に、ごみの減量化について伺います。国の掲げる目標は、一定の積極的な面を打ち出しています。当組合の現状はどうか。2020年まであと3年ですが、目標達成するには従来の取り組みの延長では、達成は不可能ではないのか。抜本的な対策が必要と考えますが、どうでしょうか。

3点目に、焼却施設の運転管理の状況についてです。当組合の運転管理の現状はどのようなものか。また、周辺自治体の焼却施設はどうなっているのでしょうか。

以上、2問です。

○副議長（石井恵子議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） まず、1点目のご質問のごみ焼却における環境問題についての当組合の大気汚染の実態調査結果についてお答えをいたします。

直近のばい煙にかかわる測定分析結果については、ばいじんは地元住民の皆様との協定における自主規制値0.02グラムパー立米ノルマル以下に対し、各炉とも一定の精度を持って濃度を測定できる最小の値である定量下限値以下となっております。次に、塩化水素は、自主規制値48.88ミリグラムパー立米ノルマル以下に対し、各炉平均32.1ミリグラムパー立米ノルマル、窒素酸化物は、自主規制値90ppm以下に対し、各炉平均67.7ppm、硫黄酸化物は自主規制値30ppm以下に対し、定量下限値以下となっており、各項目とも自主規制値及び法的規制値以下となっております。また、水銀に関しましては、直近の測定で各項目と同じく定量下限値以下となっております。

次に、2つ目の二酸化炭素削減に向けた、財政面を含めた国の施策及び今後の組合の対応についてお答えいたします。

国の廃棄物分野における地球温暖化対策については、廃棄物の排出量等を減らし焼却や最終処分等に伴う二酸化炭素排出を削減として2Rの推進、温室効果ガス排出を低減する焼却、埋め立て技術の導入や施設の省エネ化等、廃棄物処理プロセスの温室効果ガス排出削減、プラスチック等のリサイクル、有機性廃棄物の飼料化、肥料化による温室効果ガスの排出を削減とした廃棄物のリサイクル、廃棄物焼却時の発電及び熱回収、化石燃料の使用料削減を通じた廃棄物のエネルギーとしての利活用等が挙げられます。これらの施策に対し、財政的な補助として廃棄物処理施設の整備、施設の改良・改造による長寿命化、大規模災害に備えた防災拠点としての廃棄物処理施設の整備を主とした循環型社会形成推進交付金制度や廃棄物高効率熱回収やバイオマスエネルギー活用等を主とした廃棄物エネルギー導入、低炭素化促進事業等があります。

交付金制度等については、先進的な設備導入、二酸化炭素の排出量削減率により交付対象経費の3分の1や2分の1の交付率により国から交付を受けることができます。当組合としては、長寿命化計画等において、施設の延命化はもとより二酸化炭素の排出量削減を検討し、国の制度を最大限活用していきたいと考えております。

続きまして、2点目のご質問のごみの減量化について、国の掲げる目標に照らして組合の現状、また目標達成するためにはどんな対策が必要かについてお答えをいたします。

国の掲げる目標に照らした当組合の状況ですが、平成28年度実績と平成24年度実績を比較いたしますと、廃棄物の排出量については694トン増加しており、率にして1.48%の増加、再生利用率は、平成28年度実績で20.8%、平成24年度実績で23.1%、最終処分量は、平成28年度実績で3,891トン、平成24年度実績と比較すると195トン低下しているものの、全てにおいて未達成となっております。これらの結果については各種要因はありますが、国の目標を達成するための対策として、住民の皆様の減量化、資源化への協力はもとより、ごみの有料化や各種リサイクル手法の確立等が必要であり、今後見直し等の予定である一般廃棄物処理基本計画において検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問のクリーンセンターしらさぎの施設の管理運営についてのご質問のお答えをいたします。

長寿命化の策定時期につきましては、今後構成団体と協議、調整し進めるものとしています。また、本計画において重視する視点については、設備機器の延命化はもとより省エネなど二酸化炭素削減に資する機能、災害廃棄物処理体制の強化等を重視し検討してまいりたいと考えております。

2つ目の当組合の運転管理の現状と周辺自治体の状況についてお答えをいたします。

当組合の運転管理の現状については、日常点検などを含めた運転管理を実施しております。また、周辺自治体の状況については、近隣市10団体14施設を対象に確認をいたしました。当組合と同様の運転管理を行っている施設は、14施設中6施設、長期包括契約を行っている施設は14施設中5施設、その他職員による直営で運営している施設は3施設でございました。これらの結果を参考としながら、組合といたしましては、クリーンセンターしらさぎにとって効果的かつ効率的な運転管理業務方式を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（石井恵子議員） 日下議員。

○6番（日下みや子議員） 答弁は結構です。意見だけ述べさせていただきます。

まず、大気汚染のことなのですが、今回の大気汚染防止法の改正によって、日本の焼却炉の排ガス中の規制対象項目は、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシンの5項目に水銀が加わって6項目となりました。一方、ヨーロッパでは既に水銀を含め、焼却炉の排ガス中の重金属等の規制対象項目は12種類となっているということなのですね。いかに日本の廃棄物の焼却炉に対する有害物質規制が甘いかということが指摘されています。日本では一般廃棄物の焼却率は約80%、出されたごみのほとんどを焼却炉で燃やしているのですが、世界でトップクラスの状況なのなのですが、にもかかわらず焼却による大気汚染の実態が国としてきちんと測定がされていないのです。不明のまま放置されているというのが実態です。当組合は測定はしているのですが、日本全体としてはそういうのが実態です。日本でも焼却施設の安全性を確保するために、早急に

ヨーロッパ並みの有害物質の排出ガス規制を強化する措置が不可欠と考えます。

2つ目にごみの減量化についてです。ごみの焼却量は、全国的に2016年までは減少傾向でしたけれども、それ以降は横ばい状態です。とりわけ生活系ごみが減る傾向にはあるのですが、焼却ごみ総量が減らない理由は、これまでも指摘してまいりましたけれども、ごみ全体の約3割を占める事業系ごみの量が減っていないということに要因があると思うのです。事業系ごみの排出量に占める割合についての市町村の人口規模別1人1日当たりのごみ排出量実績によりますと、人口が多い自治体ほど、事業系ごみの排出量が高くなっていくのですね。つまり人口が集中して事業活動が盛んで事業所数が多い自治体ほど、事業系ごみの排出量が多いということです。当組合の構成市のエリアでも、新たな開発によって事業系のごみの増加も想定されます。今後ごみが減量化されることを前提に延命化対策工事も2炉計画の方向で進めているわけですから、事業系ごみの減量化対策にもっと力を入れるべきではないでしょうか。

さらに、先ほどの答弁にもありましたけれども、一般廃棄物のうち量的に多くを占めているちゅう芥類ですね、生ごみですよ、紙類のリサイクルの取り組みなど、抜本的な対策が必要だと考えます。

3つ目、焼却施設の運転管理の方法についてです。周辺自治体の運転管理の方法は、職員による直営で運営している施設と長期包括契約を行っている施設と当組合のクリーンセンターしらさぎのように一部を民間委託している施設の3つの方式があるということです。私は、この中で柏市の焼却施設でも採用している長期包括委託について意見を述べたいと思うのですが、自治体のごみ行政における役割というのは、自治体から出るごみを単に処理すればよいということではないと思うのです。自治体はいかにして出るごみを減らしていくか、資源化できるごみをどれだけ分別して有効に活用していくか。その結果、地域に優しい清潔で温かみのあるわがまちをどうつくっていくかという独自の大切な仕事があるはずなのですけれども、こういう重要な地方自治体の業務は、行政が直接責任を持って運営する公設公営方式を基本として進めるべきであると、私は考えます。この点で実質的に業務のほぼ全体を利潤追求を基本とする民間企業に委託する方式、特に長期間にわたって包括的に委託するということは、先ほどの指摘にもありましたけれども、当組合がそうですが、単年度の民間委託契約などと比べても行政としての関与が著しく低下することも危惧されるわけです。そういう点で当組合には採用してほしくないということを述べたいと思います。

以上です。

○副議長（石井恵子議員） 以上で一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○副議長（石井恵子議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。慎重審議大変にご苦労さまでございました。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午後 3時37分 閉会